

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

8月「葉月」パリオリンピックに高校野球、スポーツの秋ならぬスポーツ三昧の暑い夏でした。

キーワード 『預貯金探しは骨が折れる』

便利な制度は利用しよう！

(前回までのあらすじ) 思いもよらない不動産があることを知り驚いた秋子だったが、由花里に全部お願いしてしまえ〜〜

(前回の会話から)

由花里「名寄帳(なよせちょう)を取り寄せて調べたけど、花子さん名義は土地だけだったよ。」

秋子「父の記憶もまんざらでもないね(笑)」

由花里「不動産の登記は、私の知り合いの司法書士さんをお願いするね。『法定相続情報一覧図』も作成したから、相続手続きもスムーズに進むと思う。」

秋子「『法定相続情報一覧図』って便利なんだね。」

由花里「そうだね、以前は戸籍一式を何通も用意したけれど、この制度が出来たから各1通で良くなったの、費用も安く済むよ。」

昔の戸籍謄本を取ると1通750円なので、何通も取るとバカにならない費用がかかる。法務局が、戸籍謄本を確認して間違いないと証明してくれるので、金融機関も『国のお墨付き』ってことで、信用もバッチリ！

ってことで、預貯金の手続きをしようと思うけど、通帳は2冊だったよね。」

秋子「母がまとめてあったから、それで全部だと思う。」

由花里「花子さん、色々とノートにも書いてくれていたし、本当に助かるよね。」

何も分からないと、探すの大変なんだよ。」

秋子「私も見習わなくちゃ💦」

前回(2024年6月)の不動産に引き続いて、次は「相続財産 預貯金」の確認作業です。細かく取り上げたいところですが、紙面の都合上よくある相続財産について説明します。創刊号(2022年4月)と第19号(2023年11月)も参考にしてください。

預貯金の相続には期限なし

預貯金の相続には、特に期限がありません。しかし、相続税の申告・納税には10か月の期限がありますので、やはり早めの手続きをしておきましょう。



金融資産(預金・貯金・有価証券)ここでは預貯金に関して説明します

皆さんの地域には、どれくらいの銀行・郵便局がありますか？

〇〇銀行・△△信用組合・□□金庫・ゆうちょ銀行・・・実に多くの金融機関があります
現在のところ、亡くなった方の口座を一括して把握する方法はありません。

亡くなった方の預金通帳があるのが、一番分かりやすいのですが・・・

「通帳が見つからない」「ネット銀行を使っていたのかも？」

そんな時は、次の方法で確認してみましょう

①金融機関からの手紙・封筒はないか⇒使っていた可能性が大きい

②家の近くの金融機関に問い合わせる⇒高齢者は多くの場合「ゆうちょ銀行」に口座あり

③パソコンやメールの履歴を確認⇒ネット銀行が分かる場合がある

とても地味な方法ですが、可能性のある金融機関を当たってみるしかないのが現状です。

口座が分かったら、残高証明を依頼しましょう、相続人一人でも請求できます。

【注意点】

①口座の凍結⇒問い合わせと同時に、口座が凍結される可能性があります。

②証明できる書類の持参⇒自分が相続人であることが分かる書類を持って行きましょう。

特に『法定相続情報一覧図』は1枚で済むので便利です。

預貯金の相続は、各金融機関によって必要な書類も手続きも様々です。

面倒なのでキャッシュカードで全部下ろしてしまった・・という話も聞きます(お勧めできません💧)

キャッシュカードがない、定期預金などは、手続きをしない限りそのままになってしまいます。

あなたの街にも、行政書士がいるはずですが、分からないことはぜひ相談してみてくださいね😊

【編集後記】

パリオリンピック～どの競技にも感動🌟しました！うれし涙・悔し涙・・・もらい泣きの連続。海外旅行に行ったことがないので、パリの歴史ある街並みもパリジェンヌ並みに？楽しみました🌈

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyuari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！